

一般社団法人日本小児血液・がん学会 規約委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会規約委員会（以下「委員会」という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき規約に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が取り扱う規約は以下の通りとする。

- ① 定款
- ② 定款施行細則
- ③ 常設委員会規程ならびに疾患委員会規程
- ④ 理事会内規等・その他の理事会指示によるもの

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員2名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議を主体とする。
3. メール審議では委員の3分の2以上の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。